

---

2015 年度「全腎協ニューズレター」第 2 号  
全腎協事務局作成 (2015. 6. 4)

---

■ 6 月から新基準がスタート - 障害年金の障害認定基準見直し -

6 月 1 日から腎疾患の障害年金の新しい認定基準がスタートしました。

昨年から見直しの動きをお知らせしてきましたが、最終的に▼人工透析施行中は 2 級、▼長期透析による合併症の有無とその程度等によって更に上位等級に認定、▼腎臓移植を受けた場合、術後 1 年間は従前の等級、等となりました。

移植後の認定にあたっては、全腎協が求めてきた「抗免疫療法施行中は 2 級」とする主張は反映されませんでした。透析については「2 級」を堅持することができました。集会等にて全国の透析患者の切実な声を届けてきた成果と言えます。

今後、移植後 1 年を経過したときに提出する診断書では、不安定な経過や状態があれば、その内容を丁寧に記載してもらうことがより重要になってきます。

また、長期透析に伴う骨障害などの合併症によって、自力での通院や屋内の生活が難しい身体状況になったときには、肢体（整形外科）の診断書を添え、上位等級への手続き（額改定請求）を積極的に検討していきましょう。

いずれの場合も、診断書等の書類を作成するときには、主治医や医療ソーシャルワーカーとよく相談していくことが大切です。

なお、今回の基準見直しの対象者は、昭和 61 年 4 月以降に障害年金の受給権が発生した方です（いわゆる昭和 61 年 3 月以前に受給権のある「旧法」の障害年金受給者は対象外）。

\* 腎疾患の障害認定基準に関する年金機構からのお知らせ：

[http://www.zjk.or.jp/news/2\\_556c0dec3dd27/upload/20150601-165708-3087.pdf](http://www.zjk.or.jp/news/2_556c0dec3dd27/upload/20150601-165708-3087.pdf)

■ 複数の腎疾患が難病の医療費助成の対象に追加 -7 月 1 日から助成開始-

「急速進行性糸球体腎炎」や「一次性ネフローゼ症候群」などの腎疾患が、難病の医療費助成（指定難病）の対象に追加されることになりました。7 月 1 日から助成が開始されます。

全腎協では、身体障害者手帳が取得できない腎疾患の医療費助成の実現に向け、厚生労働省へ要望を続けてきただけに大きな前進です。助成を受けるには、症状が一定以上であること（疾病ごとに基準あり）、症状が軽い場合でも高額な医療（医療費総額月 3 万 3,300 円を超える月が年間 3 回以上）を継続して受けること、など一定の条件が必要になります。指定難病の医療費助成については、最寄の保健所が相談を受けてくれます。

\* 7 月から助成対象となる疾患一覧：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>

事務局から

難病対策の一環として手当や通院交通費補助などを行っている市区町村があります。人工透析患者を対象としている自治体にて、対象範囲や支給額の縮小の動きがあれば、事務局までご一報ください。